

高知県大学生等交流促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県大学生等交流促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 学生の県内就職を促進するため、県内の事業者団体等が実施する「学生と県内事業者の交流事業」及び「職業体験事業」に必要な費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 「学生と県内事業者の交流事業」とは、学生が県内事業者の経営理念や社風、その事業所で働く従業員のやりがい等を知る機会を設けるイベント等をいう。ただし、企業説明会や就職フェア等は、除くものとする。
- 3 「職業体験事業」とは、児童・生徒等へのキャリア教育の一環として、県内事業所等において職業体験や現場見学等を行うものをいう。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、補助金の交付の決定に際して、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に条件を付することができるものとする。

(補助の条件及び交付決定の取り消し)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
 - (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げる事項に該当しないこと及び別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 2 前項の規定に違反した場合のほか、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又はこの要綱の規定若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができるものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
 - (2) 補助金額の増額
 - (3) 補助金交付決定額の30パーセントを超える補助金額の減額
 - (4) 補助事業の重要な部分の変更
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業の中止若しくは廃止の承認決定又は補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の2月28日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、交付の決定額と確定額とが同額である場合を除く。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金額を確定した後に交付するものとする。

(補助事業の遂行状況の報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況の報告を求

め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(県内発注)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第2号及び第2項、第8条第3項、第11条、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和7年10月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助要件等	補助対象経費	補助率	補助限度額等
学生と県内事業者の交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が具体的な就職先を検討する前の段階で、県内事業者と交流するためのイベント開催を目的とする。 ・ 1回のイベントにつき、新規参加事業者が5者以上いることを補助対象の条件とする。 ・ 1回のイベントにつき、参加学生の目標は15名以上とする。 <p>※企業説明会や就職フェア等は補助対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 	1/2以内	<p>2,000 千円</p> <p>※人件費については、1 イベントにつき、1,125 円/h、9,000 円/日、90,000 円/回を上限額とする。</p>
職業体験事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童や生徒等へのキャリア教育の一環で実施する職業体験や現場見学等を目的とする。 ・ 1回のイベントにつき、新規参加事業者が5者以上いることを補助対象の条件とする。 			<p>2,000 千円</p> <p>※人件費については、1 イベントにつき、1,125 円/h、9,000 円/日、90,000 円/者を上限額とする。ただし、複数の事業者が1 会場でイベントを開催する場合は、複数の事業者でまとめて90,000 円を上限とする。(注)</p>

(注) 近隣の施設(例えば、同じ施設の別室など)でイベントを開催する場合は1会場とみなす。ただし、事業者自社でイベントを開催する場合、事業者同士が隣接していても別会場とみなす。

(参考) 補助対象経費

経費区分		内容
人件費		・事業者や学生の募集、会場の手配、広報、イベントの準備や開催、関係者との調整等の業務担当者に係る人件費
報償費		・運営スタッフに対する謝礼 ・講演の講師に対する謝礼 等 ※参加事業者は補助対象外
旅費		講師や運営スタッフの交通費又は宿泊費 ※参加者及び参加事業者は補助対象外
需用費	消耗品費	文具類、紙類、材料費、ノベルティ 等
	印刷製本費	・資料の印刷 ・チラシ、パンフレット、のぼり旗作成 等
役務費	通信運搬費	・通信料 ・運送料 等
	広告料	SNS、新聞、テレビ、ラジオ等、ホームページ作成 等
	手数料	送金手数料 等
	保険料	損害保険料 等
委託料（補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であるものが対象）		・ポスター、パンフレットの作成委託料 ・テレビ放送料 ・企画・運営 等
使用料及び賃借料		会場使用料、バス代 等

(備考) 補助対象外となる経費の例は次のとおり。

- ・団体の内部へ支払う経費（団体の内部の者に対する謝金、委託料等）
- ・団体の内部の者のみで行う補助事業の運営に関する打合せに要する旅費及び宿泊費
- ・イベント当日以外に要する土地、建築物、施設、会場等の不動産、自動車、機械類、事務用機器等の借上げ、施設の入場料、体験料等
- ・補助事業と直接関係がない団体の恒常的な運営経費
- ・取得価格 10 万円以上の物品購入費
- ・飲食又は宿泊を伴う企画における飲食代
- ・参加者の飲食代、景品代等がイベント等の体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料
- ・参加者への景品・記念品代等の経費
- ・補助金の交付決定前に着手した事業経費

※「団体の内部」とは、団体の役員となる者が経営者・役員等の立場にある企業とする。

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。